

がん診療連携拠点病院等の推薦について

1 根拠法令

がん対策基本法第16条

(医療機関の整備等)

第十六条 国及び地方公共団体は、がん患者がその居住する地域にかかわらず等しくそのがんの状態に応じた適切ながん医療を受けることができるよう、専門的ながん医療の提供等を行う医療機関の整備を図るために必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、がん患者に対し適切ながん医療が提供されるよう、国立研究開発法人国立がん研究センター、前項の医療機関その他の医療機関等の間における連携協力体制の整備を図るために必要な施策を講ずるものとする。

※「がん診療連携拠点病院等の整備に関する指針」(厚生労働省健康局長通知(平成30年7月改正))において、指定要件を規定

2 がん診療連携拠点病院等の分類

【国指定病院】

国が定める指定要件を踏まえ、県が推薦したものについて、国が適当と認め、指定した病院。

(1) がん診療連携拠点病院

専門的ながん医療の提供、患者への相談支援等の役割を担う病院。

① 県拠点病院

がん診療連携拠点病院のうち、各都道府県で中心的な役割を果たす病院。原則、都道府県に1カ所。

② 地域拠点病院

がん診療連携拠点病院のうち、各地域で中心的な役割を果たす病院。原則、二次医療圏に1カ所。

地域拠点病院のうち、二次医療圏で最も診療実績が高く、緩和ケアセンター等を整備した病院を「高度型」と類型。

(2) 地域がん診療病院

がん診療連携拠点病院のない二次医療圏において、隣接する二次医療圏のがん診療連携拠点病院との連携を前提に指定される病院。二次医療圏に1カ所。

(3) 特定領域がん診療連携拠点病院(以下「特定領域病院」という。)

特定のがん種について、最も多くの診療実績を有し、「地域拠点病院」の指定要件を満たす病院。

【県指定病院】

県が独自に指定する病院。なお、本県では「地域拠点病院」の指定要件を満たす病院。

3 現在の指定状況(令和3年度～4年度)〈別紙1〉

- (1) 「県拠点病院」2カ所、「地域拠点病院」20カ所(うち高度型3カ所)
- (2) 「地域がん診療病院」2カ所
- (3) 「特定領域病院」は、該当病院なし
- (4) 「県指定病院」は、該当病院なし

4 今回の国への推薦

推薦病院なし。

※産業医科大学病院から「地域拠点病院(高度型)」の新規申請があったものの、要件を満たさないため、推薦しない。〈別紙2〉

5 今後のスケジュール

令和3年10月25日 福岡県がん対策推進協議会

以下は、国に推薦する場合

令和3年10月29日 国への推薦書提出

令和4年2月頃 国による指定の検討会

令和4年4月1日 がん診療連携拠点病院等の指定

本県におけるがん診療連携拠点病院等の整備状況

令和3年10月25日

		現在の指定状況(令和3年度～4年度)			
		県拠点病院			
全域		九州がんセンター 九州大学病院			
計		2カ所			
ブロック	二次医療圏	地域拠点病院		地域がん診療病院	特定領域病院 県指定病院
		高度型			
福岡 人口268万人	福岡糸島	九州医療センター	福岡大学病院 済生会福岡総合病院 浜の町病院 九州中央病院 原三信病院 福岡赤十字病院 福岡和白病院		
			福岡東医療センター		
	粕屋				
宗像					
筑紫			福岡大学筑紫病院 <連携:福岡大学病院>		
		9カ所(30万人/病院)			
筑後 人口79万人	朝倉			朝倉医師会病院 <連携:久留米大学病院>	
	久留米	久留米大学病院	聖マリア病院		
	八女筑後		公立八女総合病院		
	有明		大牟田市立病院		
		4カ所(20万人/病院)			
筑豊 人口40万人	飯塚		飯塚病院		
	直方鞍手				
	田川		社会保険田川病院		
		2カ所(20万人/病院)			
北九州 人口125万人	北九州	北九州市立医療センター	産業医科大学病院 JCHO九州病院 戸畑共立病院 九州労災病院		
京築					
		5カ所(25万人/病院)			
合計		20カ所		2カ所	0カ所